

## 避難行動要支援者名簿の活用と個別避難計画の作成

地震や巨大台風、集中豪雨など、全国各地では毎年のように自然災害が発生し、そのたびに多くの高齢者や障がい者など、災害時に自力で避難することが難しい「避難行動要支援者」が被害に遭っています。このような避難行動要支援者を災害から守るため、「避難行動要支援者名簿」を活用し「個別避難計画」の作成を進めています。

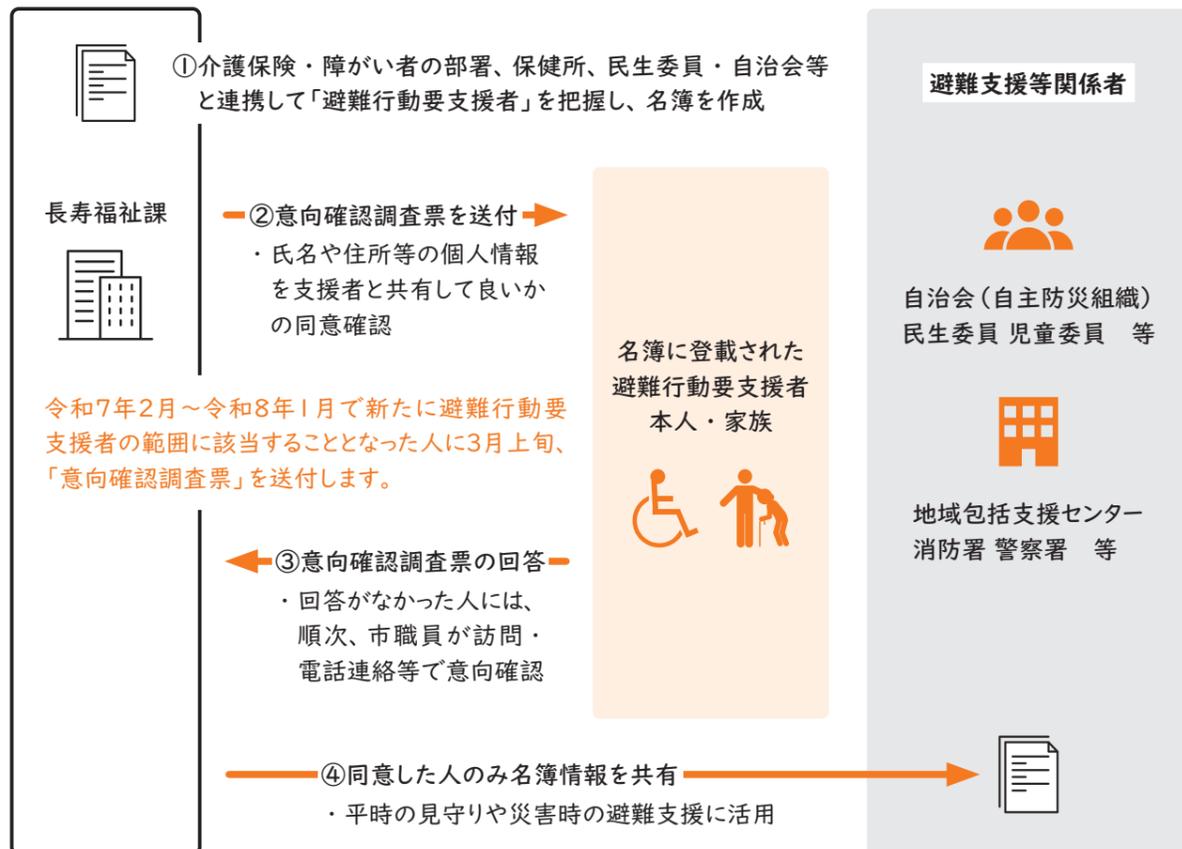
☎長寿福祉課長寿福祉係 ☎28299(市役所1階) 福祉支援課障害福祉係 ☎28290(市役所1階)  
防災・危機管理課防災・危機管理係 ☎28363(市役所4階)

### 避難行動要支援者の範囲

日田市地域防災計画では、災害時に一人で避難することが困難な人について、次のとおり定めています。

- ①身体障害者手帳所持者のうち1級又は2級の人(視覚障害、聴覚障害又は肢体不自由によるもの)
  - ②療育手帳所持者のうちA判定の人
  - ③精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級の人
  - ④障害福祉サービスのうち「同行援護」又は「行動援護」の支給決定者
  - ⑤難病患者のうち避難支援が必要な人
  - ⑥要介護認定3以上の人
  - ⑦認知症高齢者のうち、日常生活自立度の程度がⅡa以上の人
  - ⑧上記以外で支援が必要な人
- ※施設に入所している人や長期入院中の人は除く。

### 「避難行動要支援者名簿」作成から情報共有までの流れ



### 「個別避難計画」の作成

避難行動要支援者やその人を支える家族や地域の皆さんの命を守るため、避難行動要支援者一人ひとりについて、避難先や避難支援者などの情報を記載した「個別避難計画」の作成に取り組んでいます。

#### 計画作成の流れ (関係者全員で話し合いながら計画を立てます)

- ① 避難行動要支援者である本人や家族が、民生委員・児童委員、自治会(自主防災組織)、福祉専門職などと一緒に、自宅付近の危険な場所等を把握
- ② ①を踏まえて、避難場所や避難経路を選定、避難のタイミングなどを確認
- ③ 避難行動を時系列に示したタイムラインを活用し、「いつ」「どこへ」「誰と」「どうやって」避難するかを明記
- ④ 作成した計画は、避難行動要支援者である本人や家族をはじめ、市、福祉専門職、自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員といったそれぞれの支援者で共有



災害時に命を守るためには、  
普段からの地域づくりや人づくりを進めておく必要があります。  
計画の作成をきっかけに、  
同じ地域に暮らしている皆さんがつながり、  
お互いに声を掛け合いながら「いざ」というときに備え、  
いつまでも安心して暮らせる地域をつくりましょう。

## 万が一に備えて

### 緊急医療情報キット

- ①ステッカー2枚  
・玄関ドアの内側と冷蔵庫のドアの外側に貼る
- ②緊急医療情報記入用紙  
・かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などを記入
- ③容器  
・②を入れて、冷蔵庫の中に保管



65歳以上の一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯に配付しています

「緊急医療情報キット」は、急な病気や災害などの緊急時に、駆け付けた救急隊員が搬送先の医療機関に本人の情報を伝える際に備えるものです。

民生委員さんのご協力のもと、令和7年12月末現在、市内の約6,700世帯に配付しています。新たに配付を希望する場合は、長寿福祉課(☎28299)、お住まいの地区の担当民生委員のいずれかにご相談ください。

#### 緊急医療情報キットの活用例

内容に変更があった場合は、手書きで修正し、常に最新の状態にしておきましょう。

